

## 社会福祉法人小平市社会福祉協議会広告掲載取扱要綱

平成21年3月1日制定

登録番号第42号

改正 平成28年4月1日

改正 令和2年4月1日

(趣旨)

第1 この要綱は、社会福祉法人小平市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の自主財源の確保、本会の資産の有効活用及び地域事業者の広告宣伝機会の提供を図るため、本会の資産に掲載する広告について必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の対象)

第2 広告を掲載することのできる本会の資産は、次に掲げるものであって会長が適当と認めるものとする。

- (1) 社協だより
- (2) 本会のホームページ
- (3) その他広告の掲載が可能と認められるもの

(広告の範囲)

第3 本会の資産に掲載する広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 国際条約、国の法令若しくは地方公共団体の条例等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反し、又は反するおそれのあるもの
- (3) 本会の公共性、中立性又は品位を損なうおそれのあるもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係るもの
- (5) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条の適用を受ける業であるもの
- (6) 第三者の著作権、財産権、プライバシー等を侵害するおそれのあるもの
- (7) 商品先物取引に関するもの
- (8) 政治活動、宗教活動、意見の表明又は個人の宣伝に係るもの
- (9) 虚偽又は誤認されるおそれがあるもの
- (10) 第三者を誹謗、中傷又は排斥するおそれのあるもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、本会の資産に掲載する広告として適当でないと認められるもの

(広告の募集方法)

第4 会長は、広告の掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）を社協だより等により公募するものとする。

（広告の申込み）

第5 広告掲載希望者は、広告掲載申込書（様式第1号）に、掲載しようとする広告の原案を添えて、申し込むものとする。

（広告掲載の決定）

第6 会長は、前条に規定する広告掲載の申込みがあったときは、当該広告の掲載の可否を決定するものとする。

2 会長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を広告の掲載を申し込んだ者（以下、「申込者」という。）に広告掲載決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（広告の規格等）

第7 広告の規格、掲載料等については次のとおりとする。

媒体	規格	掲載料（税込）	掲載場所
社協だより	通常枠（縦 55 mm×横 59 mm）	15,000 円/号	2面・3面の下段（掲載の位置は本会で定める）
	幅広枠（縦 55 mm×横 119 mm）	30,000 円/号	
角2封筒	縦 50 mm×横 200 mm	10,000 円/枠 （1事業者で4枠まで掲載可）	封筒裏面下段（掲載の位置は本会で定める）
その他	規格、掲載料等は別に定める。		

（譲渡等の禁止）

第8 本会の資産に広告を掲載することの決定を受けた者（以下「掲載者」という。）は、当該決定に係る広告を掲載する権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

2 広告代理店が依頼主の広告に係る掲載申込みを行う場合には、広告代理店が当該広告の掲載者としての責務を負うものとする。

（掲載料の納入）

第9 掲載者は、本会の資産への広告の掲載に係る掲載料を会長が指定する期日までに支払わなければならない。

（掲載者の責務）

第10 掲載者は、次の責務を負うものとする。

- (1) 本会の資産に掲載した広告に係る製品、サービス等についての全責任を負うこと。
- (2) 第三者の権利を侵害しないこと。
- (3) その他本会の資産に掲載した広告の内容について全責任を負うこと。

(掲載の取り消し)

第 11 会長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本会の資産に広告を掲載することの決定を取り消すことができる。

- (1) 掲載者が書面により本会の資産に広告を掲載することの辞退を申し出たとき。
- (2) 本会の資産に掲載した広告が第 3 条各号に掲げる要件のいずれかに該当すると認められるとき。
- (3) 掲載者が前 3 条の規定のいずれかに違反したとき、又は違反すると認められたとき。
- (4) その他会長が特に必要があると認めるとき。

2 会長は、前項の規定により同項の決定を取り消した場合において、当該決定に係る広告を掲載しているときは、当該掲載を中止するものとする。

(掲載料の返還等)

第 12 既に支払を受けた掲載料は、返還しない。ただし、掲載者の責めに帰することのできない事由により本会の資産に広告を掲載できなくなった場合は、この限りでない。

2 前項のただし書の規定による返還する掲載料には、利子は付さない。

(その他の事項)

第 13 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

(適用期日)

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

(適用期日)

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

(適用期日)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。